

1枚目

《お手続き方法》

- ① 太枠の中に**ご記入(ゴム印可)・ご捺印**ください。
【金融機関用(1枚目)】:金融機関届け印
【公庫用(2枚目)】:貴社実印
- ② まず2枚共、ご利用頂く金融機関様へご提出頂き、2枚目に**金融機関様の確認印**をもらってください。1枚目は、お振替を行う金融機関様の控えです。
- ③ 2枚目を、当公庫へご郵送、又はご持参ください。

金融機関用

(F-003)

〇〇 銀行

御中

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

委託者	株式会社日本政策金融公庫 (中小企業事業)	管轄店	〇〇支店	種類	直接貸付償還元金
預金者(公庫借入人)	ふりがな 〇〇けん △△し □□まち ●ばん ▲ごう 住所(登記上) 〇〇県 △△市 □□町 ●番▲号 ふりがな 〇〇〇〇かぶしきがいしゃ 氏名 〇〇〇〇株式会社 連絡先 (登記上の住所と異なる場合のみ記載する。)	代表者(法人の場合) 中小 太郎	銀行届け印	銀行印	〒 〇〇〇 — 〇〇〇〇 TEL 〇〇〇 — 〇〇〇 — 〇〇〇〇

当公庫の担当者にご確認の上、
10日、20日、末日のいずれかを記入ください。

私は、株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)償還元金
したいので、下記の事項を確約のうえ依頼します。

指定 預金 口座	銀行 信用金庫 信用組合	支店	種類	該当番号を ○で囲む。	口座番号 右つめ、左側余白 は0を挿入する。	振替日
	〇	〇	〇	① 普通預金 2. 当座預金	1 2 3 4 5 6 7	〇〇日 (休日の場合は翌営業日)

(銀行コード・店コードは金融機関で記入してください。)

記

1. 私が支払うべき償還元金について株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)(以下「公庫」という。)から食行に振替請求書が送付されたときは、私に通知することなく、振替請求書に記載された金額を指定預金口座から払い出し、公庫の口座に振り込んでください。
2. 預金の払出しに当たっては、当座勘定約定又は普通預金規定にかかわらず、小切手の振出し又は預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしませんので、食行所定の方法で御処理ください。また、この払出しに当たっては、私あての領収書の発行及び預金払出通知を省略されても差し支えありません。
3. 指定預金口座の残高が振替日において振替請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく支払いができないものとして振替請求書を返却されても差し支えありません。
4. この契約は、食行が必要と認めるときは、私に通知することなく解約されても異議ありません。
5. 私の都合でこの契約を解約又は変更するときは、直ちにその旨を通知します。
6. この預金口座振替の取扱いについてかりに紛議が生じても、食行の責によるものを除き、食行には迷惑をかけません。

以上

【金融機関保管】(お客様→金融機関)

2枚目 ※複写ですのでご注意ください。

公庫用

(F-004)

(契約登録入力票(2)兼変更入力票)

株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)償還元金預金口座 振替申込書	作成事由 1. 貸付契約 2. 口座振替	方式 2. 口座振替	取引番号
株式会社日本政策金融公庫 御中	2. 方式変更	3. 一括 4. 個別	(公庫が記入)
令和〇〇年〇〇月〇〇日	3. 指定預金 □口座変更	名寄せ番号	

委託者	株式会社日本政策金融公庫 (中小企業事業)	管轄店	〇〇支店	種類	直接貸付償還元金
預金者(公庫借入人)	ふりがな 〇〇けん △△し □□町 ●ばん ▲ごう 住所(登記上) 〇〇県 △△市 □□町 ●番▲号 ふりがな 〇〇〇〇かぶしきがいしゃ 氏名 〇〇〇〇株式会社 連絡先 (登記上の住所と異なる場合のみ記載する。)	代表者(法人の場合) 中小 太郎	実印	ご実印	〒 〇〇〇 — 〇〇〇〇 TEL 〇〇〇 — 〇〇〇 — 〇〇〇〇

私は公庫に支払うべき株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)直接貸付償還元金を公庫の指示した
日以後は、私名義の預金から次により口座振替によって支払うこととしたいので、下記の事項を確約のうえ
申し込みます。ついては、振替請求書は指定預金口座のある金融機関へ送付してください。

指定 預金 口座	銀行 信用金庫 信用組合	支店	種類	該当番号を ○で囲む。	口座番号 右つめ、左側余白 は0を挿入する。	振替日
	〇	〇	〇	① 普通預金 ② 当座預金	1 2 3 4 5 6 7	〇〇日 (休日の場合は翌営業日)

記

1. 指定預金口座の残高が振替日において支払うべき償還元金の金額に満たなかった場合は、返済がなかったものとして処理されても異議ありません。またその償還元金は、所定の損害金を付し直ちに公庫に支払います。
2. 口座振替の取扱いの適用条件を欠いたと公庫が認めたときは、私に通知することなくこの取扱いを止められても異議ありません。
3. 私の都合により口座振替の取扱いを解約又は変更するときは、必ず約定日を食行へ通知します。
4. この口座振替により支払った償還元金については、領収書の発行を省略させていただきます。
5. 指定預金口座から2口以上の償還元金を振り替える場合、その順序は公庫に一任させていただきます。

ご利用頂く金融機関様に
確認印をもらってください。

(公庫処理欄)	(契約時)	確認	照査	担当	金融機関確認印
	(公庫が記入)				

【公庫保管】(お客様→金融機関→お客様→公庫)